

(目的)

第1条 この規則は、市費をもつて行う補助金等の交付に関する基本的な事項を定め補助金等に係る予算の執行の適正を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が、市以外の者に対して交付する補助金及び相当の反対給付を受けない給付金であつて、市長が別に定めるものをいう。
- (2) 補助事業 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。

(関係者の責務)

第3条 補助金等に係る予算の執行にあたる職員は、補助金等が市民から徴収された税金、その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算の定めるところに従つて、公正かつ効果的に使用されるよう努めなければならない。

2 補助事業者は、補助金等が市民から徴収された税金、その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、法令の定め及び補助金等の目的に従つて、誠実に補助事業を行うように努めなければならない。

(他の法令との関係)

第4条 補助金等に関しては、法令又はその他特別の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(補助金等の交付の対象)

第5条 補助金等は、市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対し予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。

(補助金等の交付の申請)

第6条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した補助金等交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に対し、その定める時期までに提出しなければならない。

- (1) 申請をしようとする者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助事業の目的及び内容
- (3) 交付を受けようとする補助金等の額及び算出の基礎

(補助金等の交付の決定)

第7条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、次の各号に掲げる事項について、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、補助金等の交付の決定の手続きをしなければならない。

- (1) 補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないか
- (2) 補助事業の目的及び内容が適正であるか
- (3) 金額の算定に誤りがないか

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき、修正を加えて交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業に要する経費の使用方法に関すること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

2 市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に定める条件のほか、必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金等の交付を申請した者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金等を交付することが不適当と決定したときは、その旨を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助金等の交付を申請した者は、[前条第1項](#)の規定による通知を受領した場合において、その決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 [前項](#)の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し)

第11条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部もしくは一部を取消し、又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 市長が[前項](#)の規定により補助金等の交付の決定を取消すことができる場合は、天災地変その他補助金等交付の決定後生じた事業の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合に限る。

3 市長は、[第1項](#)の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となつた事務又は事業に対しては、[次の各号](#)に掲げる経費について補助金等を交付するものとする。

(1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去、その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

4 [第9条](#)の規定は、[第1項](#)の処分をした場合について準用する。

(補助事業の遂行)

第12条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、市長が別に定めるところにより、補助事業の遂行の状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助金等実績報告書([様式第2号](#))に市長が定める書類を添えて報告しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第15条 市長は、[前条](#)の報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額の確定の手続きを行い、その旨を当該補助事業者に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第16条 市長は、[前条](#)の調査等の結果、当該補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につきこれに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命ずることができる。

2 [第14条](#)の規定は、[前項](#)の規定による命令に従つて行う補助事業について準用する。

(補助金等の交付の時期)

第17条 補助金等の交付は、[第15条](#)に規定する補助金等の額の確定後に行うものとする。ただし、補助事業の目的又は内容により必要があると認める場合は、当該補助事業終了前に概算払又は前金払をすることができる。

(決定の取消)

第18条 市長は、補助事業者が補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。

2 [前項](#)の規定は、補助事業について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 [第9条](#)の規定は、[第1項](#)の規定による取消しをした場合に準用する。

(補助金等の返還)

第19条 市長は、補助金等の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(加算金及び延滞金)

第20条 補助事業者は、[前条第1項](#)の規定により補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 [前項](#)の場合において、補助金等が2回以上に分けて交付されているときは、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額はまず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 5 市長は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金の一時停止等)

第21条 市長は、補助事業者が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(財産の処分の制限)

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数等を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
- (3) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要と認めて定めるもの

(帳簿等の備付け)

第23条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類その他当該補助事業の実施の経過を明らかにする必要な書類を備えなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の書類及び帳簿を当該補助事業の完了後5年間保存しなければならない。
- (補則)

第24条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成6年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に規程等によつてなされた補助金等に関する手続は、この規則の相当規定による手続とみなし、以後の手続よりこの規則の規定によるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらずこの規則への移行に、なお時日を要する事情がある場合は、期間の特例を定めることができる。ただし、平成6年9月30日を超えることはできない

様式第1号

年 月 日

石垣市長 殿

(申請者)住 所

氏名又は名称

及び代表者

印

補 助 金 等 交 付 申 請 書

()事務(事業)について、下記のとおり()を交付して下さるよう申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
- 3 補助事業の完了予定期日
- 4 交付を受けようとする補助金等の額及び算出の基礎
- 5 補助事業の経費の配分及び経費の使用法
- 6 添付書類

(備考)

- 1 この様式中、必要としない記載事項を省略し、又は必要に応じて記載事項を修正することができる。
- 2 補助事業の内容並びに補助事業の経費の配分及び使用方法については、必要に応じて計画書、収支予算書その他の詳細を明らかにする書類を添付するものとする。

様式第2号

年 月 日

石垣市長 殿

(補助事業者)住 所

氏名又は名称

及び代表者

印

補 助 金 等 実 績 報 告 書

年 月 日付石垣市指令第 号で()の交付決定があつた
()事務(事業)については、下記のとおり完了したので報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の交付決定額及びその精算額
- 3 補助事業の実施期間
- 4 補助事業の成果
- 5 添付書類

(備考)

- 1 この報告書には、収支精算書を添付するものとする。
- 2 この様式中、必要としない記載事項を省略し、又は必要に応じて記載事項を修正することができる。
- 3 補助事業の成果については、必要に応じてその詳細を明らかにした書類を添付するものとする。